

【037】 人権の歴史に関する次の文中の下線部ア～オのうち、正しいのはどれか。

人権の思想の萌芽は、1215年のマグナカルタに見られるが、そこで宣言された人権・自由は、イギリス人が歴史的に持っていた権利・自由であつて。「人権」と言うよりは、「国民権」と言うべきものであつた。このような封建的な国民権が、近代的・個人主義的な人権へ成長するには、『市民政府二論』を著した フホッブズ などが説いた、自然権の思想、及び政府に権力の行使を委任するという 権力分立 の理論による基礎付けがなければならなかつた。こうして、18世紀末の近代市民革命とともに、ようやく近代的な人権を保障する憲法が誕生した。その代表的なものとして ウィマール憲法 が挙げられる。そこでは、自由権が中心となつてゐた。これは、個人の生活領域については、国家権力は介入しないということが前提となる。しかし、実際の社会においては民衆の貧困や失業などの問題が起つてきた。そこで、20世紀になると、自由権に加えて 国務請求権 も保障する傾向が見られるようになった。現在、世界各国の憲法は多かれ少なかれこの人権の保障を取り入れ、国民の福祉の向上に努める義務を国家に課すようになってゐる。日本国憲法で保障するこの人権の例としては、教育を受ける権利 が挙げられる。

- 1 ア
- 2 イ
- 3 ウ
- 4 エ
- 5 オ

【038】 参政権に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 憲法は、公務員の選定・罷免権を国民固有の権利であると規定しているが、これは本来個々の公務員は全て国民によって直接に選定・罷免されなければならないということを意味する。
- 2 選挙権は、国民権に直結するものであり、ここにいう国民とは当然に日本に在留する国民を意味するが、法律で海外在留邦人に選挙権を認めることも許される。
- 3 被選挙権は、選挙人団によって選定されたときにこれを承諾し、公務員となりうる資格を意味するにすぎず、権利としての性質はないから、被選挙権の資格要件は立法府が自由に決定できる。
- 4 最高裁判所裁判官の国民審査について、これを解職制度であると解すれば、国民審査は公務員罷免権の具体化ということになるから、国民審査権は参政権であると理解できる。
- 5 請願権は、自らの政治意思を直接表明する手段としての意義を有しており、その意味で参政権的性格を有する権利であるから、外国人には保障されない。

【039】 憲法の条文における「何人」は、日本国民のみをさしている場合と、日本国民のみならず外国人をもさしている場合がある。次のうち日本国民をさしているものはどれか。

- 1 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。
- 2 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。
- 3 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 4 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科されない。
- 5 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

【037】 5

- 1 『市民政府二論』はロック
- 2 権力分立ではなく社会契約論
- 3 ワイマール憲法ではなくフランス人権宣言
- 4 国務請求権ではなく社会権

【038】 4

- 1 「直接選定や罷免されなければならない」というわけではない
- 2 細かいところだが、「国民」とは海外に在留する国民も含む。
- 3 権利としての性質をもつ
- 5 外国人にも保障されている

【039】 3

1, 2, 4, 5は外国人にも及ぶ